

# 令和5年度

## 第2回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年5月23日（火）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子  
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹  
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫  
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦  
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光  
(7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
5. 議事録署名委員 13)臼井 正 14)中山 喜作
6. 現地確認 1)井上 弘 15)岸本 光  
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事

第7号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第8号議案	農地法第5条の規定による許可について	2件
第9号議案	非農地証明願いの承認について	5件
第10号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	1件
第11号議案	青年等就農計画に関する意見について	1件
第12号議案	農用地利用集積計画の決定について	30件
  - 5) 報 告

報告第3号	農地の貸借の合意解約通知について	2件
報告第4号	公共事業等による農地の転用について	1件
  - 6) その他
  - 7) 閉 会

<p>局 長</p>	<p>ただいまから、令和5年度第2回加東市農業委員会総会5月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名の内、15名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>～会長挨拶～</p>
<p>議 長</p>	<p>それではただいまから、令和5年度第2回総会5月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、井上委員さん、岸本委員さん、鷹尾推進委員さん、繁本推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に11番の山本委員さんと14番の中山委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第7号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>～第7号議案を朗読～</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1は資料P1に申請地、P1及びP2に譲受人耕作地位置図を付けております。</p> <p>譲渡人は、農地を相続されましたが農業経験がなく経営管理ができなため、隣接地を耕作する譲受人に売却することになり申請されました。譲受人は、必要な農業機械を所有しており、農地を適切に管理されています。</p> <p>番号2は資料P3に申請地、譲受人耕作地位置図を付けております。</p> <p>申請地は、譲受人の祖父母が、戦前からの残存小作として耕作してきましたが、自宅の前で耕作に便利のため、区画整理事業地内ではありますが、今後も農地として耕作するため購入の申出をされ、話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農業機械等を所有しており、農地を適正に管理されています。なお、残存の小作権について</p>

は一旦、解約されています。

番号 3 は資料 P4 に申請地位置図、譲受人耕作地位置図を付けております。

譲受人は、申請地が自宅の裏にあって自家菜園を作るのに大変便利のため、以前から購入を希望しておりましたが、耕作面積が少ないため、これまで申請できませんでしたが、4 月の法改正で、3 反の下限面積が撤廃されたため申請されました。譲受人は、必要な農器具類を所有しており、農地を適正に管理されています。

番号 4 は資料 P5 に申請地位置図を付けております。

申請地に、区分地上権を設定するための申請で、後ほど説明いたします第 8 号議案 番号 2 と関連した案件です。

令和 2 年 4 月に許可された営農型太陽光発電設備について、3 年間一時転用期間が終了したので、再許可の申請をされていますが、耕作者と発電設備の設置者が異なる場合は、農地の上部に発電設備を設置することについて、区分地上権を設定することが義務づけられています。

区分地上権とは、農地の上部である空中を使用する権利のことです。ソーラーパネルの支柱を建てる地面部分は、農地法第 5 条の一時転用となりますが、農地の上部である空中を使用するための権利に係る 3 条許可を同時申請するよう、農水省の通達が出ています。期間は一時転用と同じ 3 年間です。

この権利設定に係る許可基準については、対象農地や周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、耕作者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。

本件においては、対象農地は所有者の自作地であり、周辺の農地もご本人の農地で、圃場整備された一団の農地とは離れていますので、周囲に支障はないと考えます。

なお、許可については、営農型発電設備の一時転用申請に対し、県知事の許可がおりることが前提ですので、知事許可と同日で許可することとなります。

以上 4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 7 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから、審議を行います。何か意見はありませんか。

委 員

営農を考えられるなら、榊はここ 3 年間で全く育ってないので、ほかの作物を植えるよう助言された方が良いと思う。太陽光を主にしているから、農業を全然してないのだと考える。

事務局	農業をした上での太陽光なので、その認識を持っていただくよう伝えないといけないと考えています。パネルを本業とする場合では転用になってしまうので、農業をということをお伝えします。
委員	助言していただいた方が良いでしょう。
議長	他には、ございませんか。
委員	添付資料が紙だから見にくいのか、画質が荒いのか。草が生えているのかもわからない。提出物なので、きちんと見やすいものを提出してほしい。
議長	他には、ございませんか。
委員	柵の栽培を行いたいのであれば、指導を受けるべきである。農業を行う上で、栽培条件が整っていない。
事務局	普及センターなどの指導は受けておられないそうです。 普段の管理は〇〇にある造園業者にお世話になってお聞きしました。
議長	他には、ございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第7号議案「農地法第3条の規定による許可について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて、第7号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第8号議案を朗読～
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地法第5条の現地調査の結果を報告します。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>第 8 号議案 番号 1 の〇〇は、 〇〇にあり、現場は農地でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、 〇〇にあり、現場は 畑地でありました。先ほどの議案にありました通り、太陽光パネル の下に榊が植わってありました。</p> <p>以上報告終わります。</p> <p>続いて内容の説明をお願いします。</p> <p>番号 1 は資料 P7 に申請地位置図、及び P8 に計画平面図を付けてお ります。</p> <p>譲受人は、〇〇住まいですが、子どもができて手狭になり、また、 今後両親の世話もあることから、実家の隣の農地を親から借りて、分 家住宅を建てたいという申請です。申請地は第 1 種農地ですが、分家 住宅の場合は「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」と して例外的許可事由に該当します。また、農業振興地域の農用地外で 、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 2 は資料 P5 に申請地位置図及び P6 に土地利用計画図を付けて おります。</p> <p>借受人は、貸出人が代表を務める法人で、申請地に営農型発電設備 を設置するための一時転用の申請です。さきほど、第 7 号議案の区分 地上権設定の際にご説明しましたが、令和 2 年 4 月に許可を受けた 3 年間の一時転用期間が満了するため、再度許可を得て営農型発電を継 続するために申請されました。</p> <p>前回から一部変更があり、〇〇が申請地として追加されています。 下部の農地で、土地所有者である貸出人が榊を栽培されています。 下部の農地で適切な営農を継続されていることが必須条件ですので 、毎年、営農状況を報告していただいておりますが、雑草や水はけに 問題があり何度か苗木を植え替えされたそうで、まだ出荷には至って いないそうです。お手元に営農計画書を配布していますのでご覧ください。</p> <p>許可の期間は 3 年間で期間の終了後は撤去して農地に復元するか、 延長する場合は、再度許可を受ける必要があります。</p> <p>なお、申請地は農業振興地域内の農用地ですが、営農の継続を目的 とした営農型発電設備の支柱部分の一時転用であり、農業振興地域整 備計画に支障がない旨の意見書を加東市から頂いています。</p> <p>加古川西部土地改良区の転用決済金は済んでいます。</p> <p>これら 2 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に</p>
-----------------------	--

	<p>規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第8号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
委 員	<p>土壌改良をしないと榊を栽培できないと思う。「4,5,6年目で2割以上減少しないように努力してください。」と記載してもらえば良いと思う。努力はしていると思う。普及センターであれば、やる気があるなら指導はしてくれると思う。</p>
事務局	<p>永久転用で普通の太陽光にしようとしていたが、農振農用地でできないため、営農型を業者に勧められた。その業者が倒産してしまい、現在はまた、別の業者を見つけて設置されている。農業の知識がない業者がこのようなことをされるため、困っています。</p>
議 長	<p>他には、ございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第8号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第9号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第9号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>非農地の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第9号議案 番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p>

続きまして、番号2の〇〇は、  
〇〇にあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号3の〇〇は、  
〇〇にあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号4の〇〇は、  
〇〇にあり、現場は宅地でありました。

続きまして、番号5の〇〇は、  
〇〇にあり、現場は宅地でありました。

以上、報告終わります。

議 長

続いて、内容説明をお願いします。

事務局

番号1は資料P9に申請地位置図及びP10に現況写真を付けております。

申請地は、〇〇した際に、新しい県道に買収された残地で、自宅への入口部分になり、平成11年頃からは車庫を設置されました。このたび相続されて、登記地目が田であることがわかり、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。

申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。

番号2は資料P11に申請地位置図及びP12に現況写真を付けております。

申請地は、〇〇にあり、山林化しているため令和4年の農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。

土地改良区は決済済みです。

番号3は資料P14に申請地位置図及びP15に現況写真を付けております。

申請地は、〇〇にあり、山林化しているため令和4年の農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。

土地改良区は受益地外です。

番号4は資料P11に申請地位置図及びP13に現況写真を付けております。

申請地は、昭和48年頃には、自動車販売の店舗及び修理工場の用地として利用されていました。農地の取得にあたって農地台帳を確認

	<p>したところ、登記地目が田であることがわかり、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号5は資料P16に申請地地図及びP17に現況写真を付けております。</p> <p>申請地は、昭和50年頃から住宅の敷地となっていました。このたび土地建物を売却するにあたって、地目が農地であるとわかり、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。</p> <p>以上5件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第9号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第9号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、第9号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第10号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第10号議案を朗読～</p>
議長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>農地法施行規則第29条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第10号議案 番号1の〇〇は、 〇〇にあり、現場は農地でありました。</p> <p>以上、報告終わります。</p>

議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1は資料P18に申請地位置図及びP19に配置図を付けております。</p> <p>申請人は、現在、村の土地を借りて建てた農業用倉庫を所有しておりますが、老朽化したため、自己の所有地に新しく農業用倉庫を建てるために申請されました。申請地は農業振興地域内の農業用施設用地で、土地改良区は受益地外です。</p> <p>この届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第10号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第10号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第10号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第11号議案「青年等就農計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第11号議案を朗読～</p>
議 長	<p>それでは、内容説明をお願いします。</p>
農政課	<p>加東市農政課〇〇です。私の方から青年等就農計画の認定に係る説明をさせていただきます。</p> <p>着座にて説明をさせていただきます。</p> <p>資料のP20をご覧ください。青年等就農計画の認定事項申請となっております。青年等就農計画につきましてはおおむね45歳以下の認</p>

定の計画となっております。

まず、申請者といたしまして〇〇にお住まいの〇〇様〇〇の認定申請書となっております。ただ、就農地につきましては、〇〇へ就農を予定しております。

農業経営開始日は、令和5年4月1日から農業経営の開始をされております。

就農の形態といたしましては、親の農業を全部継承されて、農業に従事されます。

目標とする営農類型といたしましては、食用米と山田錦の水稻、黒大豆の豆類となっております。

将来の農業構想につきましては、ドローンなどを用いたスマート農業を主体とし、作業の省力化、高効率化を図り、それに伴って規模拡大をし、収益向上を目指す。また、地域営農との関係も大切に、後継者となれるよう尽力するということで構想を立てられております。

現状の農業所得といたしましては、914,000円。年間労働時間は、675時間となっております。目標となります、5年後の令和9年度に年間農業所得の方を2,152,000円、年間労働時間は1666.5時間というところで目標を立てられております。

農業経営の規模に関する目標といたしまして、現状は150a、耕作の方予定しております。令和9年度の5年後につきましては、550aの計画となっております。

P21をお開きください。

所有地と借入地となっております。所有地は30aとなっております。その他につきましては、借入地というところで令和9年度におきましても、ほとんどが借入れの方を予定しております。

作業受託の方は水稻等について、集落営農作業の方を受託されております。

生産方式に関する目標といたしまして、草刈り機、動噴、トラクターを持っておられます。

経営管理に関する目標といたしまして、青色申告、簿記記帳など金銭管理を怠らない。

また、農業従事の態様に関する目標といたしましては、休日の導入とされています。

目標を達成するために必要な措置といたしまして、令和6年度にドローンを購入、令和9年に農業用倉庫の購入、令和6年にトラクター一台の購入を考えられています。

農業経営の構成といたしまして、本人の〇〇様とそのお父様になられます〇〇様の二人で農業経営をしていかれる計画となっております。P22をお開きください。

雇用につきましては、今のところ考えられておりません。

経歴といたしまして、資格では、大型特殊の資格とドローンの操縦資格の方をお持ちであります。

	<p>続いて、P25 をお開きください。</p> <p>令和5年の1年目から令和9年度までの収支の計画となっております。</p> <p>まず、農業収入に関しまして、食用米、酒米、黒大豆の手収穫、黒大豆の機械収穫の栽培をされます。令和9年度に向けて酒米と黒大豆の機械の拡大を計画されております。そちらで、収益を伸ばす計画となっております。</p> <p>また、作業受託の収入といたしまして、集落営農の作業を受託しているというところで、その点収支計画に上げております。</p> <p>また、農業の経営費につきましては、面積の拡大に応じて経費がどんどん増えていく計画となっております。</p> <p>減価償却につきましては、トラクターとドローン、倉庫の減価償却を入れております。令和5年度と9年度の目標のところ見ていただきまして、農業収入が6,237,000円、農業経営費は4,085,000円というところで差し引き2,152,000円というところで、青年等就農計画の認定の基準である2,000,000円を超える計画となっております。</p> <p>説明の方は以上になります。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>農業機械を全部教えてほしい。</p> <p>ここにある、草刈り機とトラクターだけでは全部できないと思う。</p>
農政課	<p>田植え機やコンバインについては集落営農組織からレンタルして作業をするということになります。</p>
委 員	<p>黒大豆の機械と記載があるが、200aの収穫はどのようにしているのか</p>
農政課	<p>コンバインを持っているので、そちらで収穫を行います。</p>
委 員	<p>営農組合の経営面積はどれくらいですか。</p>
農政課	<p>基本的には転作作物で10町くらいです。</p>
委 員	<p>あと、黒大豆の収穫時期は1～2月ですか。</p>
農政課	<p>11月で計画されています。</p>
委 員	<p>12月の中頃でないと収穫できないと思います。乾燥機が必要になってきますし。</p>

議 長	他に、ございませんか。 意見がないようですので、採決いたします。 第 11 号議案「青年等就農計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて、第 11 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  続きまして、第 12 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第12号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	P8 の 1 番から 3 番までは、賃貸借権の新規設定です。 次の 4 番から、P10 の 24 番までは、賃貸借権の更新です。 続く 25 番は、使用貸借権の新規設定です。 P11 の 26 番から 30 番までが、新規貸借権の更新です。 全体が、P7 の集計表です。 賃貸借権の設定が 24 件、34 筆、52,432 m <sup>2</sup> 、 使用貸借権の設定が 6 件、14 筆、16,740 m <sup>2</sup> で、 合計 30 件、48 筆、69,172 m <sup>2</sup> に利用権が設定され、5 月 31 日に公告される予定です。 以上で、第 12 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 12 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第12号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  続きまして、報告事項に入ります。

	<p>報告第3号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第3号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、双方合意により無条件で戦前の不明小作を解約し、解約後は第1号議案で許可いただいたとおり所有権を移転されます。 2番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は自作されます。</p> <p>以上、報告第3号の説明といたします。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。</p> <p>続いて、報告第4号「公共事業等による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第4号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料P26に申請地位置図及び27に設置計画図を付けております。 〇〇工事に伴う事業用地について、迂回路等は復元工事が終わりましたが、橋の部分について工期が延長されたため、その部分の一時転用期間を令和5年9月29日まで延長するというものです。 国や県が行う農地転用は許可不要ですが、周辺の農業に影響があるため、地元農業委員会に報告していただくことになっています。 以上、報告第4号の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から何点かご連絡をさせていただきます。 本日、追加の議案の他に、資料を付けさせていただいているのですが、まず、農業委員会の農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。以前から農業委員会の活動につき</p>

まして、年度の初めに目標設定をし、年度が終わるころに反省をし、評価を行う流れになっておりまして、先月令和5年度の目標設定について協議させていただいたのですが、今回は、前年度令和4年度の振り返りということで県に報告をするにあたりまして皆様にご確認いただきたいと、お配りをさせていただいております。

はじめの1ページは現在の状況、委員さんの任期は来年の5月14日まで、推進委員さんが12名ということになっております。

それから、農家・農地等の概要につきましては、農業センサスですとか、耕地及び作付面積統計を農水省の方でされておりまして、それに基づいた数値をそのままここに上げさせていただいております。

センサスは2020年に取られたものの数値になりますが、総農家数が2,194、耕地面積が2,810haとなっております。

めくっていただきまして次に最適化活動の実施状況で、令和4年度に計画したものがどのようなものであったかというものを、こちらで目標と実績という形で出させてもらっています。

最適化活動というのは、農地の集積・集約化、遊休農地の発生の防止、解消、新規参入の促進となっております、目標を設定させていただきました。

利用集積につきましては加東市では令和9年度に集積率30%を農業ビジョンで設定されていますので、それに向けて毎年少しずつ上げていく形で4年度末の時点で17.2%になっている形です。③の実績のところ、今年度末の集積率は14.9%ということで少し目標には届いていない状況で、目標に対する達成状況は86.6%ということになっております。

点検につきましては、貸したいという希望に対して、担い手が不足しているために、集積率が上がっていないということと、今後、地域計画の策定が始まっておりますので、協力して担い手を育成していくということとなっております。

それから(2)の遊休農地のところですが、去年の農地パトロールで11haの遊休農地という結果になりました。遊休農地は令和3年度に比べると2ha増えましたが、減った分と増えた分での差し引きで結果が表れています。

解消の実績としましては、今年度の遊休農地解消実績では3,5ha解消をしております。ただし、結果2ha増えてしまっているということは遊休農地が発生してしまっている現状です。

それに対する振り返りとして、農地パトロールを年に2回実施して、一定の解消につながったが、農業者の高齢化等で新たに発生するケースが増加し、対策が追いつかなかつたとなっております。

それから、新規参入の促進ということで去年は、先ほどの〇〇さんと同じように青年就農という方が2件ありました。そういった方に対して農地を集約する目標もあるのですが、すぐにその方に集約

するというわけにもいかない状況ですので、実際の集積は難しい部分があります。

新規就農者に貸しても良いかどうかの意向の調査をするということも国から言われているのですが、貸付希望はいただきますが、新規就農者に借り手のご意向を伺うといったことはしていません。こちらで確認したものについては、いくらか同意を得たものもありました。

③の実績というところで新規就農者への貸し付けについて、同意を得た上で公表した面積 0.9ha、これが時々農業委員会の方に貸付希望が出てきているもので、どなたか借入れる方がいらっしゃれば、ご紹介ください。

新規参入者だけに希望を限ってなくて、どなたでもという方については情報提供をさせていただいております。

それから、最適化活動の活動目標について、現在、活動記録カードを提出いただいて、日数をカウントしているのですが、去年立てた目標としましては、お1人あたり、1月に8日ということで目標をさせていただいていました。

あと、強化月間の設定資料ということになっていまして、強化月間についてはパトロールをする時期について、秋の遊休農地パトロールや、稲刈りの日とも重なりますので、そういった時期に農家への声掛けや、放棄地の見守り発見をしていただきたいということで、9, 10, 11の3か月間を強化月間ということで設定させていただいていました。

それから、新規参集者の相談会へ農業委員さんは積極的に参加ということも言われているのですが、就農フェアといったものを加東市は行っておりませんので、青年就農の計画認定の際に一緒にヒアリングに入らせていただいてアドバイスをいただく形で、去年は〇〇が新規就農されたときに、〇〇委員さんにヒアリングに入らせていただいたことがあったかと思えます。

先ほどの〇〇さんのように、希望があった場合は農政課の方で、ヒアリングを行われますので、委員さんにこちらから声かけさせていただくことがあると思いますが、その際にはよろしく願いいたします。

最終的に集計をして、結果を件数でつけるといった流れになっております。最後のページにA3の紙を折りたたんでいますが、皆さんに提出いただいた活動記録カードをカウントしたものを上げさせていただいております。出していただいたカードと、あと定例会に出席した回数や農地パトロールや県で行う研修会はこちらでプラスさせていただいているのですが、やはり活動記録カードの提出数は少ないので1月の平均の日数は2日ということになってしまいました。実際記録カードだけではなくて、窓口で相談があったり事務局にお電話いただくなどということもあったので、そちらについてはもっとこまめに事務局で記録しておけば良かったと思えます。

委員さんの活動といたしましては、やや下回るという結果になっておりますので、先ほどにもありました活動記録カードに相談件数を加算させていただきまして、期待通りの結果を得られるようにしたいと思います。

それから、農地パトロールの第1回の予定表を横書きでお配りさせていただいております。田植えが終わった6月の末、最後の週あたりから7月の1週目にかけて1回目のパトロールをさせていただきたいと思っております。だいたい午前中で終わるような形で予定をしております。

1回目は転用許可が出ているところの進捗状況ですとか納税猶予をされているところがちゃんと耕作をされているかのチェックですとか、他に地域や農業委員さんから報告があった現地の確認をしないといけない場所を回らしていただく形ですので、秋の遊休農地に対してそれほど件数は多くないと思いますが、予定をしているので日程の確保の方よろしくお願いいたします。

また、パトロールで見てほしい場所がありましたら事務局にご連絡いただいたら追加の方させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、色付きのチラシをご覧ください。

相続土地国庫帰属制度が全国の法務局で始まりますということで、4月27日から制度が始まっております。相続したが、管理ができないため国で引き取ってくださいというような制度になっております。全国的にこのようなことが増えておまして、これ自体は農地に限らず、田でも宅地でも山林でも土地は全部対象なのですが、国が買い取ってくれるわけではなく、どちらかという管理費用を払って引き取っていただくということになっておまして、負担金は基本的に20万となっておりますが、土地の大きさや状況によって金額が変わるということで、田であれば一反10万、1年で10万納めて国にもらってもらおうというシステムになります。

神戸地方法務局でないと受付できない状況で、予約も必要になるのでまずは、神戸地方法務局に電話をかけていただく必要があります。

事務局からは、以上です。

議長

説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

各委員

～質問なし～

議長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回総会5月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 中山 喜作

---

議事録署名委員 山本 昭雄

---